

令和3年6月18日
地域教育課

江東きっずクラブの指定管理者の選定手続きについて

江東きっずクラブを併設する亀戸児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、平成29年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和3年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 江東きっずクラブの名称・所在地

名称	所在地
江東きっずクラブ亀戸児童館 (亀戸児童館内)	江東区亀戸2-1-19

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
社会福祉法人 雲柱社	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定（5月24日から公募開始）

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和3年 8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和4年 3月	協定書の締結
4月	指定管理者による運営開始